

1. 平成 30 年度に機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成 17 年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象大学の状況に応じた評価部会等を編成し、評価を実施しました。

評価部会等には、各大学の教育分野やその状況が多様であること等を勘案し、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置しました。

3 評価プロセスの概要

※ 評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施しました。

(1) 大学における自己評価

各大学は、「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成しました。

(2) 機構における評価

- ① 基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにしました。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、「基本的な観点」の分析状況を総合した上で、基準ごとに行いました。

- ② 基準ごとに、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、その旨の指摘も行いました。
- ③ 大学全体として、すべての基準を満たしている場合に、機関としての大学が機構の大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表しました。（一つでも満たしていない基準がある場合には、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表することとしています。）

4 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施しました。書面調査は、「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成した自己評価書（大学の自己評価で根拠として提出された資料・データ等を含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集した資料・データ等に基づいて実施しました。訪問調査は、「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施しました。

5 評価のスケジュール

- (1) 機構は、平成 29 年 5 月に、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み、方法等について説明会を実施するとともに、自己評価担当者等に対し、自己評価書の記載等について説明を行うなどの研修を実施しました。
- (2) 機構は、平成 29 年 7 月から 9 月にかけて申請を受け付け、最終的に以下の 5 大学の評価を実施することとなりました。
 - 国立大学（1 大学）
筑波技術大学
 - 公立大学（4 大学）
公立はこだて未来大学、秋田公立美術大学、山梨県立大学、愛知県立大学
- (3) 機構は、平成 30 年 6 月に、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について評価担当者に対する研修を実施しました。
- (4) 機構は、平成 30 年 6 月末に、対象大学から自己評価書の提出を受けました。

※ 自己評価書提出後の対象大学の評価は、次のとおり実施しました。

30 年 7 月	書面調査の実施
8 月	評価部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10 月～12 月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12 月	評価部会の開催（評価結果（原案）の作成）

- (5) 機構は、これらの調査結果を踏まえ、平成 31 年 1 月に評価委員会で評価結果（案）を決定しました。
- (6) 機構は、評価結果（案）に対する意見の申立ての機会を設け、平成 31 年 3 月の評価委員会での審議を経て最終的な評価結果を確定しました。

6 評価結果

平成 30 年度に認証評価を実施した 5 大学のすべてが、機構の定める大学評価基準を満たしているとの評価結果となりました。

7 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成 31 年 3 月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

アリソン・ビール	オックスフォード大学日本事務所代表
稲垣 卓	福山市立大学名誉教授
及川 良一	国立音楽大学教授
片峰 茂	長崎大学学長特別顧問
片山 英治	野村證券株式会社主任研究員
川嶋 太津夫	大阪大学教授
下條 文武	新潟大学名誉教授
近藤 倫明	北九州市立大学特任教授
里見 進	日本学術振興会理事長
鈴木 志津枝	神戸市看護大学長
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
中島 恭一	富山国際大学長
西尾 章治郎	大阪大学総長
◎ 濱田 純一	放送倫理・番組向上機構理事長
○ 日比谷 潤子	国際基督教大学長
前田 早苗	千葉大学教授
松本 美奈	読売新聞東京本社専門委員
室伏 きみ子	お茶の水女子大学長
山本 健慈	国立大学協会専務理事
吉田 文	早稲田大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会評価部会

- 浅田 尚紀 兵庫県立大学理事兼副学長
- 稲垣 卓 福山市立大学名誉教授
- 井上 美沙子 大妻女子大学副学長
- 岩志 和一郎 早稲田大学教授
- 片峰 茂 長崎大学学長特別顧問
- 神林 克明 公認会計士、税理士
- ◎ 下條 文武 新潟大学名誉教授
- 近藤 倫明 北九州市立大学特任教授
- 鈴木 志津枝 神戸市看護大学学長
- 高野 和良 九州大学教授
- 高橋 哲也 大阪府立大学副学長
- 竹内 啓博 公認会計士、税理士
- 玉川 信一 筑波大学教授
- 土屋 俊 大学改革支援・学位授与機構特任教授・幹事
- 戸田山 和久 名古屋大学教授
- 中島 恭一 富山国際大学学長
- 永井 由佳里 北陸先端科学技術大学院大学副学長
- 藤田 佐和 高知県立大学看護学部長
- 前田 早苗 千葉大学教授
- 南谷 和範 大学入試センター准教授
- 山本 泰 大学改革支援・学位授与機構特任教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

2. 対象大学ごとの評価結果

ここでは、評価を実施した対象大学ごとの評価結果を掲載しています。また、評価結果と併せて各対象大学に関する情報を参考資料として添付しています。

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。